

学校授業における法教育教材の提案

藤川 武揚（茨城県弁護士会／関東弁護士会連合法教育センター）

坂本 真史（神奈川県弁護士会／関東弁護士会連合法教育センター）

第1 法教育普及のために学校教育現場での授業の必要性について

法教育が人を育てるものであることから、日本において人を育てるにあたって重要な役割を果たしている学校教育現場で法教育が行われることがもっとも有意義である。

第2 学校教育で取り扱うために必要な要素

学校教育で用いるためには、いくつかの要素が必要となるため、これまで法教育に携わってきた際にいただいた指摘や、実施するにあたって感じたことから導き出される要素の整理。

（例）

学習指導要領の観点への対応の必要性

法律論の観点への対応の必要性

現場の多忙さに対する配慮

初めて法教育を行う方への手軽さ

等々

第3 要素に対する対応策

導き出された要素について、具体的にどうやって対応するのかについての具体的対応策の提案。

第4 法律実務家と教育専門家が協同することの意義

要素やそれに対する対応のためには、法律実務家と教育専門家が協同する必要があること。

第5 具体的教材例を用いながら教材の形についての提案

対応策を盛り込んだ教材とするための教材の形や教材を作成するにあたってのポイントを提案し、これから充実させていくべき教材の在り方と、法教育普及の施策について検討する。